

第7回 富士市こどもの権利条例策定懇話会（議事録）

【日 時】 令和3年8月10日（火） 18:00～20:05

【場 所】 リモート会議

【出席者】 懇話会委員10名

オブザーバー1名

事務局6名

開 会

議 題

1 意見交換

- ・ 今回で最終回となるが、コロナ禍の中で何かと自由に会を進めることができなかった。富士市の子どもの施設や子どもの状況を色々と回って見ることができず、現状を実感として、あるいは、体感として得られないまま最終回を迎えたのは残念だと考える。とは言え、皆さんからの活発なご議論をいただきながら最終回を迎えることができた。はじめに、意見シートを見ながら各委員から掻い摘んで要点となるところをお話いただきたい。
- ・ 「かけがえのない～」 「～と願う」等の表現は最小限にし、わかりやすく具体的に、出来るだけ子どもたちの声を取り入れることが出来ればと考える。
- ・ あえて言えば、7月26日ワーキング分意見シートのところにあるが、そもそも条例を作る必要があるか、作る必要があるならばなぜ作るのかという事をもっと議論できれば良かったのかと考える。資料1の3ページ目にあるが、教員に宿題を自宅に取りに帰るように言われ、その足で冷たい田子浦港に身を投げた中学生がいます。英語の宿題が20ページ溜まったからと、教員から罰としてグラウンド20周走をさせられ、それをみんなに嘲笑され、自死を考える日々を抱え込んだ中学生がいます。クラス対抗リレーで勝ったらご褒美をやるという教員が言った日から、生徒たちから「お前がいると勝てないから休め」と言われ始め、卒業まで不登校になった中学生がいます。「係の仕事ができない子はホームレスになる」と教員に言われ、そのことに怯え、4年間以上の引きこもりに近い不登校になった中学生がいます。この4人は私が実際に出会ったリアルな中学生である。自分の活動は、せまい地域の中で行っているものであるが、それでもこのような子どもたちに次から次へと出会っている。このような子どもたちの権利を擁護したり救済したりできる条例になって欲しいと改めて考える。条例に関しては出来上がったら終わりというものでなく、救済制度や啓発の仕方を含めて、子どもたちが希望を持てる条例になれば良いと考える。
- ・ 富士市民憲章の「富士山のように」というフレーズと権利条約の根幹を示すものを組み合わせたものや、子どもを支える大人の姿勢を示すようなものを提示しながら説明していくのも良い

のではないかと考えたが、前回の懇話会では、富士山と余り絡めない方が良いとの意見もあったので、そこのところはどちらでも良いかと考える。

- ・ 高校生が言っていたように、私個人としては、富士山のようにというフレーズは富士市らしさが出ていて良いと考えた。条例が出来たら終わりではなく、今後、施行されてからを期待したいと考える。
- ・ 意見シートの「権利と義務」については、すでに反映していただいているので良いかと考える。「権利」と「人権」については、人権擁護委員という立場から、普段から保育園、小・中学校等に伺って「人権」に考える機会があるが、やはり「権利」でも「人権」でも、このように考える機会や啓発活動があるという事が大事であると考え。
- ・ 意見書案で修正していただいているので納得しているものである。条例をなぜ作るのかという事に関して、私個人としては、縦割り行政の弊害を排除できるという点が最も大きいのではないかと、大事なことではないかと考える。条例が出来ることによって縦割りを打破していけることを期待している。
- ・ 縦割り行政のところが一番てこ入れ出来るのではないかと考える。この条例が施行されてから、どのように運用されていくかが一番の焦点となる。条例にどのようなことが書かれているかにかかわらず、子どもの権利を守っていくという事には変わりはないので、救済制度などの仕組みがしっかりと機能する事が大事であると考え。縦割りの大変さは分かる。教育委員会の中にある学校に、福祉や救済は小・中学校に入ってくるのが難しいことがある。学校教育・福祉が乗り入れができる仕組みが出来て、困っている子どもに手を差し伸べられるようなしっかりとした制度になると良いと考える。
- ・ 子どもたちが係る組織の連携が難しいといった話等を伺うことが出来た。条例ができることによって、今まで見えなかった子どもたちが救われるような運用の仕方に期待したい。
- ・ P T Aから懇話会委員として出させていただいているが、最近、P T A会長による不祥事もあり、同じ活動をしている者として、驚いているが、この条例があることで子どもたちの助けになると考えるし、大人だけでなく子どもたち当人にもこのような条例があることを広く知ってもらいたいと考える。
- ・ 以上のご意見をいただいたが、今、私たちが目指している子どもの権利条例は、いわゆる総合条例である。条例には、川西市のように子ども人権オンブズパーソンだけを定める条例と、全体を総合的に定める条例という2つのタイプがある。総合条例では、一見して課題を抱えていない子どもも、自分たちの意見が市政に反映されていないということだけではなく、あらゆる場面で子どもの意見が尊重されていないということも踏まえて、子どもの権利の総合的な補償を図ることが目標値となる。また、意見書案に係る事務局とのやり取りの中で、生き生きと過ごすといった非常に明るい積極的な子ども感というものは、一方で、我々も楽しそうに子どもが過ごしているというものは非常に心地良いとしても良いことであると考え時があるが、他方では、そのように出来ない子どもたちがいて、その子どもたちに疎外感を与えたり、子どもを取り残したりする事はあってはならないことである。そのため、一定の子ども感を表す言葉については、やめることを私と事務局とのやり取りの中で確認した。権利侵害を受けている子どもを含めて、誰一人取り残さないということを、この条例の目標値にすることが大事であると考え。また、「富士山」についての議論があったが、一方で、富士山があつて羨

ましいと思うし、鹿児島県の桜島のようにランドマーク的なものがある、帰属感を持てる意識、自己肯定感を持てるというのであれば、「富士山」という言葉を一つのシンボルとして入れても良いと考える。次に「人権」という言葉のご指摘があったが、「人権」と「権利」という言葉が、日本では非常に区別されて考えられているということが少し問題があると考えながら、ここでは、子どもの権利のままが良いと考える。それから、児童の権利に関する条約について、条例案自体にもそうあるが、私は子どもの権利条約で良いと考える。条約の正式名が何なのかであるが、これは国連公用語というもので、児童の権利条約という名称は、ある意味、政府が国際に対し訳文を付けたものに過ぎないものである。「児童」という言葉は、児童福祉法との年齢とは表側は合っているが、この児童福祉法を子どもたちの多くは意識していない。むしろ「児童」と言った場合、多くの子どもたちは小学生と捉える。当事者である子どもたちがどのように受け止めるかを考えたときに、18歳に近い子どもが、自分のことを子どもだと考えるかどうかはあるが、文部科学省についても、条約を示す際には「子どもの権利条約」として使って良いと通知で出しているため、わざわざ政府訳を踏襲することもなく、「児童」でなく「子ども」と表現した方が良いと考える（以降、意見書案の変更点について資料2を説明）。

- 10ページの重大事態の件数の推移については、どこから持ってきたかわからないので、明記した方が良いと考える。また、41ページの世代割りという言葉が入れば良いと考える。例えば、よく教育と福祉の縦割りということが言われるが、特に児童福祉のところについては、幼児を担当する部門と学童期を担当する部門、思春期を担当する部門等、子どもの年齢・年代によって部署が分かれていて、そこが連携・連動されていない問題があるので、その辺も入れられたら良いと考える。
- ただ今のご指摘について、41ページの、「特に、子どもの権利保障という点で、福祉と教育といった縦割りの弊害は解消されなければなりません。学校現場で福祉の視点が乏しく、学校現場と福祉機関の連携がうまくいっていなかったり、義務教育終了後に公的支援ネットワークから子どもがこぼれ落ちるといったことが起こっていたり、時間軸での連携も不十分です。こうした縦割りのあり方を排し、子どもの権利を基盤とする総合的施策の推進が必要です。」とした上で、「また、子ども時代に生じた課題がその後に引き続く場合への対応も課題になっています。」という表現ではいかがか。
- 18歳、19歳問題と同時に、幼児と学童期と思春期というところでも、それぞれ違う部署がそれぞれの課題に対して対応してくるというところが、そこを含めて何か書き加えていただきたいと考える。
- それ自体は、総合行政の中でカバーできると考えるが、子どもを越えた問題が、それまで子どもであって対応できたものが、18歳を過ぎると対応できないというものが若者問題として繋がってくる。その部分を踏まえて、「子ども時代に生じた課題がその後に引き続く場合への対応も課題になっています。」という表現である。妊娠期、周産期、幼児期、学校、いわゆる教育委員会にあわせて移行していく際に、今まで福祉だったものが教育の方に移ってしまうという問題は、時間軸ではあるが、福祉と教育のといった縦割りの弊害ということでカバーしていると考えてはいかがか。
- 事務局と相談させていただく。
- 「子ども時代に生じた課題がその後に引き続く場合への対応も課題になっています。」とい

う表現は加えさせていただくでよろしいか。

- ・ 良いと考える。
- ・ 救済委員の第三者性についてはいかがか。前回、大分議論があったところであると考えてるが。私としたらきちんと入れておいた方が良いと考える。職業による差別とかではなく、子どもから見たらどのように見えるかであって、学校と聞くだけで具合が悪くなるような子どもも確かにいて、そこは第三者を確保するということが大切であると考えてる。次に条例案について事務局より説明をお願いしたい。
- ・ 資料3条例案の前文について説明
- ・ 前文について2センテンス目の「、不登校」の削除をお願いする。それを踏まえて前文についていかがか。
- ・ 削除理由を教えてください。
- ・ 不登校が困難かどうかは、該当する子どもがどう思うか次第ということで、不登校を困難と言い切ってしまうのはいかがかと考える。
- ・ その理屈で言ってしまうと外国籍であること、障害があること、イコール困難なのかということになる。パラリンピックに出てくる選手が困難かと考えると決してそうではない。その理由で不登校を外すのはいかがかと考える。私が会っている不登校の渦中にいる子どもたちは、不登校の結果、国籍、貧困、障害等と同様にかなり困難状況ではないと考えるし、それを前文から削除することは、メッセージ性がトーンダウンするものであると考える。
- ・ 不登校のところは一旦事務局で預からせていただく。
- ・ 不登校のところでもう1点、逆富士市らしさというのか、富士市は不登校の全国平均を上回っていることが特徴の1つなので、そのような意味でもこの言葉を入れておくということが必要であると考えてる。
- ・ 資料3条例案の総則以降について説明
- ・ 第4条の家庭における権利の保障のところ、「保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。とあって、その後、第8条に保護者及び施設関係者は、体罰や虐待はもちろんのこと、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってははいけません。」とあり、どちらもその通りであるが、川崎市の養育の支援とあるように、虐待をする親は、かつては自分も虐待をされていたというケースが多く、そのような保護者には、行政からは虐待だと言われるがそもそもどうやって養育したら良いか分からない。行政がただ体罰してはいけないというよりは、親の養育の支援を受けられるといったことや、札幌市の「市は保護者が安心して子育てできるよう必要な支援をする」とか、それから、名古屋市の「保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより、子どもの安心して生活できるよう必要な支援をする」等といった、書き方はどうであれ、親はこういうことをしてはいけないということと同時に、困っている親や悩んでいる親に対して、市は支援をする、サポートするという内容で一文入れた方が良く考える。
- ・ 第4条第5項で、保護者は、子どもの養育に当たって、市その他の関係機関等に支援を求められることができるというところで、委員が言ったニュアンスを伝えたかった。
- ・ 保護者が求められるというよりは、市が支援できるという市側からのメッセージを入れた方

が、救われる保護者が多いのではないかと考える。例えば、虐待防止の法律が日本にもあるが、虐待がだめだという法律を作って虐待がなくなるかといったらなくなる。でも、法律を作って虐待が減っている国がどのような国かと言えば、虐待はだめだと言うのと同時に、このような養育をするのが良いということを積極的に保護者に伝えている国である。札幌や川崎、名古屋のように、親へのメッセージを入れた方が良いと考える。

- ・ 8条の4項に川崎のような文言を加えてみては良いと考える。決して不自然ではなく重要な指摘であると考えている。
- ・ 第3条の2項、「子どもは、自分の思いや意見を自由に表明することができ、それらが大人にしっかりと受け止められ、尊重されること」というところであるが、子どもは、自分の意見を尊重されるということだけで良いと考える。意見書の27ページには、新たに、子どもたちは権利が守られれば、自ずと社会のルールを守るようになる。そのことを大人たちが信じることも求められていることを加えていただいたが、それを正に反映する形で、他人の権利を尊重しなさいということ、最初に子どもに押し付けるような表現は外したいと考えるし、子どもを余り信じていないような感じもするし、多分、子どもは自分の権利が守られれば、自ずと他人の権利も守るものだと私は考えるし、私の現場では必ずそうになっている
- ・ 他人の権利を守って欲しいという願いである。
- ・ 私も要らないと考えるが、この条例に反対をする人たちがやはりいる。その人が何を考えているのかというと、この部分であることが多いと考える。自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しますといったように、しなければならぬ義務の問題ではなく、尊重しますといった表現でも良いと考える。条例を作る過程の中で、色々な人たちの意見が出て、その人たちが一番危惧するのがこの部分であって、しかしながら、そのところで議論してもしょうがないので、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しますといった表現で入れておけば良いと考えるがいかがか。
- ・ 背景を含めて良く分かる。落とすところはそこしかないかと考える。
- ・ 第17条で、1項は「置くものとする」、5項は「置きます」の言葉を揃えるべきである。
- ・ 今後法規部門と相談し統一していきたい
- ・ 先程の前文の2段落目ところであるが、「子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。国籍・性別または障害の有無等によって差別されることなく、また、学校に行けない・行かないことによって取り残されることなく、さらに貧困や病気その他どんなに困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。」としてはいかがか。
- ・ 個人的には良いと考える。かつて不登校が登校拒否と呼ばれていた時代もあり、不登校の中には、こんな学校行くものかという強い意志を持って学校に行かない子どもたちもいる。
- ・ そのような考えを持った子どもに不登校という言葉を使うとすごく嫌がる。不登校ではなく、登校をしないんですと直球で言われたことがある。分かりやすくもあるので、学校に行けない・行かないということで分けてみた。「子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。国籍・性別または障害の有無等によって差別されることなく、また、学校に行けない・行かないことによって取り残されることなく、さらに貧困や病気その他どんなに困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。」こ

ここで、生命・生存・発達の権利であるが、人格・個性が大切にされることが混ざっているので、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されますと一行目と重なっているが、その内容を説明しているの繰り返しにはなるがこれで良いかと考える。むしろ個性が尊重される話は、その次の段落になってこれで良いかと考える。

- ・ 「子どもは、生まれたときから」とあるが、この部分が引っ掛かっている、出生を祝福されない子どもたちが実際にはいる。その子どもたちと長い間向き合っているが、出来ればその出生が多くの人に祝福されて生まれてきたといった表現が欲しいと考える。
- ・ 祝福されなかった子どもが逆にコンプレックスを持つ表現にならないかと考える。生まれたときから幸せに生きる権利があるという表現の方が重要だと考える。「生き生き」という表現もそうであるし、祝福されたいという気持ちもよく分かるが、祝福されという表現で限定をすると、現に祝福されなかった子どもたちが後々コンプレックスを持つのではないかと考える。
- ・ 理解した。
- ・ 本日いただいた意見を事務局でまとめ、修正しメールで送付させていただく。さらに意見があればメールをお送りいただきたい。
- ・ 条例の中で一番期待していることは、もちろん生きにくい子どもたちを救済していくことであるが、未来に向かって子どもたちが歩いていくことで、それが第7章の子どもの意見表明及び参加というところになるが、前にも申し上げた通り、グレッタさんとカリオのときに「直せないものは作らない方がよい」と言った若い世代の発言とかのように、自分たちがどのように生きていくかを具体的にこの条例によって担保していくことが大事なことであると考えている。第7章の子どもの意見表明及び参加では、子どもたちは何も分かっていないから意見する機会を設けますようになっていくように感じるが、もっと子どもたちの主体性を後押しするような、具体的に意見が施策に繋がっていきけるような表現ができる良いと考える。
- ・ これも事務局と私とのやり取りがあって、子どもの意見表明については、参加する機会というだけでなく、例えば、子ども会議のようなものを設置して、市長等から諮問を受けると同時に自分たちが問題見つけて提案していくというのもあっても良い。これは市がどのようなつもりでこの仕組みを設けるかによるという話はした。その結果として、15条はこのままで留めるに至ったという経緯がある。
- ・ 第7章のところの子どもの会議について記載することも検討したが、会議に来る子どもたちが学校を代表して来ているとか、全体の子どもの意見ではないこともあることから、形にこだわる子ども会議ということをごここに記載しないことを事務局では考えた。条例が施行された後は、子ども会議ではなく積極的に子どもの居場所であったり、学校のほか様々な形で子どもたちが意見を表明する機会を設ける方がよいのではないかと結論に至った。子ども会議を規定していないことについて改めて皆さんにご意見を伺いたい。
- ・ 例えば、川崎では、たくさんの方が参加するような会議ではないものの、地域教育会議に子どもが参加したり、この秋には子どもの権利フォーラムを子ども会議または子ども会議を出た子どもたちが中心になってやったりしている。
- ・ 子どもたちの主体的な意見が具現化していくような言葉が入ると良いと考える。また、市民団体、地域だけでなく、市としても子どもたちの意見を吸い上げ、施策に活かしていく仕組みが必要だと考える。救済機関の組織については、職種を規定してしまうところに違和感があり、

意見書の中には、職業を規定することに抵抗があるといった意見もあったことを入れていただきたい。

- それについては意見書に載せれば良いと考える。
- 第7章の子どもの意見表明及び参加について、委員からご指摘があった通り、15条に子どもの意見が具現化、反映できるよう踏み込んだ書き方に修正しようとするのがいいか。
- 子ども会議等、具体的な名前ではなくて良いので、子どもの意見が反映できるような仕組みについて載せていただきたいと考える。
- 子ども会議ということだけでなく、仕組みを用意すると仕組みに乗ってくる子どもの意見がむしろ尊重され過ぎてしまう。その仕組みに乗ってくる子どもは、生きづらさを抱えた子ども代表ではないことの方が多くなってくると考えるので、私的には、現状の書き方位で後は運用しながら、事務局で一年に渡り様々な場面で様々な子どもたちのところに足を運び、条例策定に反映してきたと考えるので、引き続き同じようなことやっていただけることさえ担保されれば、むしろ仕組みを組み込まない方が、様々な意見がきけるのではないかと考える。
- 川崎で条例を作った時に、子ども委員がたくさん来て、彼らが言ったことは、「川崎の子どもの代表で来ているわけではない、むしろ代表できない。」朝鮮学校等、自分たちが必要だと考えるところに意見聴取に行っていた。そのような意味でも川崎の子ども権利委員会で何か検証するような時でもアンケートを取る時にも、一般的なアンケートをすると少数意見が埋もれてしまうことから、個別ニーズがあるところには、個別にヒアリングに行くといった手法をとって工夫している。子どもたちもすべて自分たちが代表していると思わない、思えないというところについては、修正していく力を持っている。いずれにしても、ここの書き方は、市がどのような覚悟を持って関わっていくかということに深く関係しているところなので、委員の方の意見を踏まえて、市の方で整えていただければ良いと考える。
- 今回で懇話会として最後となりますので一言ご挨拶申し上げます。第1回から本来だと第6回までの懇話会のところ、業務の過程の中で1回の懇話会の追加と懇話会以外での2回の作業、高校生のワークショップへの参加、何度もメールでのやり取り等、皆様の熱意に押されて今日に至った。皆様の熱い思いがこの意見書になり、そして条例の条文になっているものとする。条例についても、作ることが目的ではなく、それを活かしていかにして動かしていくのが大事なことであるとする。これから一步一步、子どもの権利を擁護するために、皆様の貴重なご意見をもとに前へ進みたいとする。皆様の熱い思いが込められた意見書については、事務局に留めるだけでなく、市ウェブサイトへの公開や条例案に係るパブリック・コメントの際に、条文案とともに参考資料として議会に示していきたいと考えている。長きに渡りご協力いただき感謝している。今後、条例を動かしていく際にも、様々な機会の際にお声かけさせていただきご協力をいただきたいとする。